



熱中症対策に資する現場管理費補正を試行します



近年の夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策の一環として熱中症対策を進めるために、真夏日に施工した日数に応じて現場管理費を補正する工事の試行を令和元年9月1日から始めます。

～ 試 行 の 概 要 ～

1 対象工事

以下の全てに該当する工事が対象（ただし、単価契約工事は除く）

- (1) ① 平成31年4月1日以降に契約を締結した土木工事 または
② 平成31年1月1日以降に契約を締結した債務負担行為による土木工事
- (2) 主たる工種が屋外作業である工事 など
- (3) さいたま市内の工事

2 真夏日の考え方

以下のいずれかに該当する場合、真夏日としてカウント

- (1) 環境省公表の暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上
- (2) 気象庁公表の地上気象観測所の日最高気温が30℃以上
- (3) 夜間工事においては、作業時間帯が（1）または（2）に該当

3 補正の方法

- (1) 真夏日率の算出

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (2) 補正值の算出

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数} (1.2)$$

- (3) 算出した補正值を設計変更において現場管理費率に加算補正

4 補正費の算出例

- (1) 条件

- ① 工種：道路改良工事 ② 工期：155日 ③ 真夏日：35日
- ④ 設計工事費：3,000万円 ⑤ 請負工事費：2,800万円

- (2) 計算

- ① 真夏日率 (%) = 真夏日 (35) ÷ 工期 (155) = 0.23
- ② 補正值 (%) = 真夏日率 (0.23) × 補正係数 (1.2) = 0.28
- ③ 現場管理費率に0.28%加算して積算すると、**約6万円の増額**

※ 詳細はさいたま市HPの以下のサイトご覧ください。

事業者向けの情報> まちづくり・交通・建設> 公共工事> 土木工事積算基準

【お問い合わせ】

さいたま市建設局技術管理課 TEL：048-829-1516（直）FAX：048-829-1988
Email：gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp